

第11回大津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 概要

政府においては新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の適用地域に、8月8日から31日を期間として、滋賀県を含め8県を追加された。このことを受け、8月6日に滋賀県において本市を県内の12市とともに重点措置を講じるべき区域と決定され、併せて「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージを「警戒ステージ」から「特別警戒ステージ」に引き上げられた。この状況を踏まえ、市内の感染状況や各部局における対応・対策について情報共有を図るため開催したもの。

1 日時 令和3年8月6日（金）17時00分～17時35分

2 場所 災害対策本部室

3 出席者 市長、副市長、各部局長、危機管理監、保健所次長等（約20人）

4 内容

(1) 市長メッセージ

別紙のとおり（会議資料参照）

(2) 市内の感染状況について

【健康保険部 保健所】

- ・8月5日時点で、累計1,307人の発生があり、最近の傾向としては20代から50代までの発生が多くなっている一方で、7月以降は65歳以上の高齢者の発生はほとんどない。これはワクチン接種の効果の表れではないかと考えている
- ・今年の4月から7月にかけての大きな山が第4波であるが、7月下旬からは第4波を上回る勢いで発生件数が急激に増加している
- ・7月以降は50歳代までの患者がほとんどを占めており、高齢者の発生は抑えられている
- ・7月末頃から20件を超えた発生が続いており、昨日には過去最多となる37件の発生
- ・全国的に、第5波は第4波の時と比べて感染拡大の速度が速く、これからの感染は増加すると思われる。予断を許さない状況
- ・大津市の人口10万人あたりの発生人数は京都と同等の状況
- ・過去の感染拡大の波から見ると、今はまだ第5波の入口と考えられるため、今後感染者数の増加は続くと考えている
- ・7日間平均でまとめた人口10万人あたりの新規感染者数が7月下旬頃から増え始めて8月2日には5人を超え、日に日に増加している状況
- ・大変厳しい状況であり、感染拡大はまだまだ続くと考えている
- ・感染対策のより一層の徹底を周知いただき、職場だけでなく、日常の家庭生活においてもさらなる感染拡大の防止を徹底していただければと思う

(3) 市の施設及びイベントに関する対策について

【危機管理監】

・滋賀県の方針について

- 1 本日から8月31日まで不要不急の外出自粛の徹底
- 2 飲食店等の営業時間短縮・酒類の提供の停止については8月8日から8月31日まで
- 3 イベントの開催制限は上限の目安を強化するとともに、開催する場合は21時まで

- 4 テレワーク・時差出勤等の徹底
- 5 基本的な感染症対策の徹底
- ・営業時間の短縮要請について、滋賀県でコールセンターを設置されている。市に問い合わせがあった場合はコールセンターを案内するよう職員に周知いただきたい
- ・大津市の方針
 - 1 集会施設、展示施設等は原則 21 時まで閉館。運動施設、博物館等は原則 20 時まで閉館。期間は 8 月 8 日から 8 月 31 日まで
 - 2 イベントの開催についても県の要請に応じて人数制限の目安を 5000 人まで

(4) 各部局における対応・対策について

【健康保険部】

〈感染拡大に伴う保健所の体制整備〉

- ・積極的疫学調査を担う保険師等の専門職は、感染拡大の状況に応じて、すでに兼務辞令が発令されている保健師等の専門職を適宜保健予防課に配置しつつ、県に対しても応援協定に基づき応援要請を行い、体制整備に努めている
- ・専門職以外の事務職等の応援は、8 月に入って新たに兼務辞令を発令していただいたため、保健予防課の事務的業務に従事していただく

〈新型コロナウイルスワクチン接種〉

- ・ワクチン接種は感染拡大防止に向けて大いに効果を発揮しているところであり、市内各診療所における個別接種や、市内大規模会場における集団接種は、予定どおり実施している
- ・集団接種会場では、会話を控えていただくなどの注意事項についてあらためて目立つように掲示するなど、一層の感染予防対策の徹底を図りながら、より多くの市民の方に接種していただくべく、積極的にワクチン接種を進めていく

〈イベント・公共施設の使用〉

- ・不特定多数の方が来られるイベントは、9 月・10 月以降の予定のペットの集いや健康フェスティバルは中止する予定
- ・特定の市民の方が比較的小規模なイベント、市主催のもの、研修会、学習会、交流会などについて特に 8 月は年 1 回の単発ものの延期や中止を検討しているが、オンラインによる開催が可能なものはオンライン開催を予定
- ・年間を通して継続して実施しているものは、オンラインによる開催か、感染症予防対策のレベルを上げて開催する予定
- ・すこやか相談所、老人福祉センターなどの所管施設は感染予防対策を徹底して通常業務。老人クラブのサークル活動における飛沫が飛ぶような内容の活動は自粛を指定管理者に要請

【総務部】

- ・滋賀県で特別警戒ステージに引き上げられ、まん延防止等重点措置が 8 月 31 日まで適用されることに伴い、市内部の体制等についても業務継続計画に基づいて行う必要があり、BCP 本部会議の本部長名で文書を発出する（会議資料参照）
- ・昨日、保健予防課の兼務についての異動内示をしたが、一層の協力を各部局にお願いする
- ・この 1 ヶ月の間、職員においても陽性患者 6 名を確認していることから、7 月 30 日付で人事課長名あるいは職員支援室長名で夏季休暇の取得期間における感染防止対策の徹底の文書を発出したので、あらためて徹底をお願いする
- ・職員の勤務形態について、現時点において 2 交代勤務は実施しないとしているが、今後、例えば滋賀県で緊急事態宣言が発令されるなど、BCP 本部会議で必要と判断した場合は実施することを考えている

- ・引き続きテレワーク及び時差出勤の積極的な活用をお願いする
- ・外出移動は、生活や健康の維持に必要な場合を除いての外出は自粛。不要不急の都道府県間の移動の自粛。特に緊急事態宣言対象地域への不要不急の往来は自粛していただきたい
- ・健康観察は引き続き徹底をお願いする。発熱など体調不良の場合は必ず休むようお願いする
- ・職場外の感染防止対策として家庭内の感染防止対策について、国で設定されている8つのポイントについてあらためて確認していただき、できるものを実施していただきたい

【企業局】

- ・24時間勤務体制の浄水管理センター、保安センターはBCP体制に基づいて分散勤務を継続して行う
- ・県の職域接種は、8月1日付けで上下水道の職種も対象になったため、職員に対して積極的にワクチンの接種を推奨するとともに、上下水道運転管理の委託業者も対象となるため、事業者に対しても接種を推奨していく

【消防局】

- ・期間中のイベント等、施設は該当なし
- ・在宅で療養される方、宿泊施設で療養されている方が急増している状況であり、緊急搬送は、保健所、滋賀県コントロールセンターと情報共有した中で行っている

【産業観光部】

- ・所管施設においては、利用者にさらなる感染防止対策の徹底を図っていくとともに、各施設の開館時間は、県の施設区分に応じた要請対応を図っていく。特に葛川森林キャンプ村は市外の利用者からの予約について利用自粛を求めていく
- ・道の駅レストランなど、酒類を提供する施設では、期間中の酒類の提供の中止要請を行う
- ・まん延防止等重点措置区域指定に伴う事業者向け支援制度等の情報収集を積極的に行い、市民の方に情報提供を行っていく
- ・来週にかけては、夏季休暇集中取得期間であるが、市民・事業者等からの問い合わせの増加に備えて組織体制を整える

【都市計画部】

- ・旧大津公会堂、なぎさのテラスなどの指定管理者やまちづくり大津が管理している商業施設や飲食店等は、滋賀県の要請に応じた自粛要請を促していく
- ・大津まちなか飲食店支援プロジェクトなどのイベントは一時中止
- ・滋賀県が運営する琵琶湖湖岸の公園駐車場は、8月7日から8月31日まで閉鎖されるが、本市のなぎさ公園駐車場は有料であり、飲食を誘発するバーベキュー等を禁止していることなどから、現時点では、特別警戒ステージへの移行に伴う変更はしないが、お盆期間中の利用調査を実施する中で、必要に応じて急遽駐車場等を閉鎖することも考えている。
- ・皇子が丘総合運動公園（野球場、テニスコート）や、におの浜ふれあいスポーツセンター（体育館、プール）などは、滋賀県の運動施設と同様に21時までを20時までとする

【建設部】

- ・施工中の工事及び業務は、引き続き、感染防止に努めながら継続していく
- ・可能な限り、電子媒体やオンラインを活用した打合せに努める
- ・工事や官民境界の確定等の立会は最小限にする
- ・庁内での資料閲覧等の市民サービスは、番号札を使った入室制限を行っていく

- ・公共駐車場や自転車駐車場は、生活に密着した施設であるため、感染防止に努めながら運営していく

【教育委員会】

- ・学校は、夏季休業中のため校内における教育活動は展開していない
- ・2学期に向けて、さらなる「接触」や「密」を避ける感染防止対策を徹底していく
- ・中学校における部活動は基本的に自校のみでの活動としている
- ・小中学校は、この3連休から15日あたりまでお盆期間中で学校を閉校している
- ・近畿大会が本日から兵庫県を中心に始まっており、感染対策を徹底し参加している。近畿を勝ち上がると、8月15日・16日あたりから全国大会があり、東京を除く関東ブロックが会場となっており、3年生にとって最後の大会となることを踏まえ、感染症対策や日頃の健康観察を徹底しながら参加したいと考えている
- ・修学旅行は、当初から9月以降の実施で日帰りが望ましいとし、8月中に下見を行う必要があったが、県外への下見を行わないとしたため、該当する学校は延期となる
- ・社会教育施設は、利用者へのさらなる感染防止対策の徹底をお願いする
- ・公民館は、22時までのところを21時までと県の方針に沿った対応を行い、学校の体育館の利用は20時までとし、張り紙、ホームページ等で周知を行う
- ・図書館のおはなし会や歴史博物館のトワイライトミュージアム等の催しは学芸員を増員するシフト替えを行い分散して開催するなど、対策を徹底しながら進めていきたい

【福祉子ども部】

- ・保育園、幼稚園の夏休みの預かり保育、児童クラブ、療育施設、ゆめっこ、児童館は、感染症対策の実施のうえ、現状どおり開園、開所
- ・障害福祉センターは、感染症対策を実施のうえ、現状どおり開所するが、デイサービス事業は中止し、貸室の新規予約は停止したいと考えている
- ・ふれあいセンターとふれあいプラザは21時まで
- ・児童館、ゆめっこ、児童クラブ、療育施設のイベント事業については、感染症対策の実施のうえ、感染のリスクに応じて移動や交流の伴うものは中止し、その他のものは開催する。障がい児のサマースクールは中止
- ・会議は必要性に応じて開催、リモート、延期、中止をそれぞれ判断し、中3学習会は感染症対策を行い実施

【市民部】

- ・市民会館、集会施設であるコミュニティセンターは、県の基準に基づき21時まで。それ以外の体育施設は20時までの使用で通知する
- ・学校開放は教育委員会と同様に20時まで
- ・市外在住者の利用は控えていただくよう要請する。施設での貼紙、ホームページで周知し、今週末の利用で利用者が特定されている場合は電話等で周知
- ・大津聖苑、志賀聖苑は、より一層の感染防止対策を徹底し、通常どおり開設予定
- ・指定管理者施設等についても、上記内容を徹底し対応していく

【環境部】

- ・外部の委員の方々が参加する会議は、書面表決やWEBでの開催とする
- ・伊香立環境交流館などの貸室は22時までを21時までとする

【議会局】

- ・議員には、夏季休暇集中取得期間における登庁の自粛をお願いする一方で、コロナ関連情報は随時タブレット配信をするとともに、必要に応じて議会 BCP に基づく議会災害対策会議をオンライン開催することについてあらかじめ議員に伝達している

【政策調整部】

- ・広報関係の各部局への依頼事項として、イベントの延期や中止、施設の利用制限や利用時間の変更など、市民や事業者の皆様へお知らせすべき事項について、正確かつ適切に、ホームページへの掲載や、必要に応じてのプレスリリース等、適切な方法での情報発信をお願いします
- ・ホームページへの掲載作業の留意事項は、本日、職員掲示板に掲示し、休日において至急にホームページへの掲載が必要な場合の対応も記載
- ・市民の皆様が混乱されないよう、受け取られる方が分かりやすく安心に繋がる表現方法に留意いただき、職員への周知徹底をお願いします

(5) その他

〈市長から下記事項の指示〉

- ・基本的な滋賀県の方針や対応について各部局でしっかりと理解し、一般的な問い合わせには対応できるよう、所属に徹底をお願いします
- ・滋賀県に対応していただく事項で特に営業時間の短縮要請は問い合わせが多いことが想定されるため、産業観光部が掌握するとともに、県のコールセンターの案内をお願いします
- ・市の施設における開館時間の短縮について市民の皆様への周知を徹底すること
- ・保健予防課の体制強化は、兼務の発令や、県への保健師の応援要請を行っているが、今回の第 5 波は、これまでよりも感染者数の増加が早く、激しいことから、随時、保健予防課を中心に保健所の体制強化を図っていく必要がある。本務がある中で大変心苦しいが、市民の皆様健康と命を守るため、兼務発令での力添えをお願いします
- ・夏季の集中休暇期間において、担当がいない場合も所属で対応ができるよう徹底すること